

社名公表された販売店一覧

～平成21年度～

※社名公表された販売店情報一覧は、経済産業省並びに各地方自治体において処分された情報を収集したものであり、掲載した販売店が必ずしもクレジット会社の加盟店とは限りませんので、ご了承ください。

■ 特定商取引法違反に基づく処分事業者一覧（平成21年8月31日現在）

処分日付	店名	内容
2009/8/27	ROXY こと 横島和宏	<p>商 品：開運ブレスレット（ヴィクトリア、ジュノン、ディアナ）</p> <p>被 害 者：記載なし</p> <p>手 口：雑誌やインターネット上でブレスレットの通信販売。科学的根拠のないまま、身に着けると7日から14日以内に願い事がかなうかのように表示し、また複数の体験談を掲載。また雑誌やインターネットにROXYとのみ表示し、虚偽の住所を記載。</p> <p>違反行為：表示義務違反、虚偽・誇大広告、顧客の意に反する申込み</p> <p>処分内容：業務停止命令（3ヶ月）</p> <p>処分元：経済産業省</p>
2009/8/27	(株)宝招院	<p>商 品：開運ブレスレット（四念珠）</p> <p>被 害 者：記載なし</p> <p>手 口：「寝ている間に幸運成就！」などと表示し、あたかも商品を身につけ眠るだけで願い事がかなうかのように表示。またお告げの夢を見なかったら電話をかけさせるようにするなど、祈祷などの役務契約締結の目的を告げずに勧誘していた。</p> <p>違反行為：（通信販売）表示義務違反、虚偽・誇大広告、顧客の意に反する申込み （電話勧誘販売）勧誘目的等不明示、書面不備記載</p> <p>処分内容：業務停止命令（通信販売3ヶ月のみ）</p> <p>処分元：経済産業省</p>
2009/8/27	日開堂(株)	<p>商 品：開運ブレスレット（念願水晶）</p> <p>被 害 者：記載なし</p> <p>手 口：本件商品によって開運したとする購入者の体験談を多数掲載、合理的根拠がないにもかかわらず商品を身につけて7日以内に願いがかなうかのように表示した。電話勧誘販売の際は「このままでは子供に悪いことが起こる」と威迫困惑して勧誘した。</p> <p>違反行為：（通信販売）表示義務違反、虚偽・誇大広告、顧客の意に反する申込み （電話勧誘販売）勧誘目的等不明示、書面不交付・不備記載及び威迫・困惑</p> <p>処分内容：業務停止命令（電話勧誘販売6ヶ月、通信販売3ヶ月）</p> <p>処分元：経済産業省</p>

2009/8/26	(株) 트레이ダーズ ・エクストリム・ カンパニー	<p>商 品：海外商品先物オプション取引 被 害 者：記載なし 手 口：オプションを1枚買い付けるために必要な費用約10万円程度のうち手数料が7万円であるにもかかわらず「手数料は一枚8千円になります。」等と不実のことを告げていた。</p> <p>違反行為：不実告知、債務履行拒否、迷惑勧誘 処分内容：業務停止命令（9ヶ月） 処分元：経済産業省</p>
2009/8/26	ニュートラルインター ネットリサーチ(株)	<p>商 品：出会い系サイト「愛の方式」 被 害 者：記載なし 手 口：同サイトのURLが表示された電子メール広告を、承諾済であるかのように表示し、事前に同意が取得できているかのように装い、8,000件以上の電子メール広告を送信していた。</p> <p>違反行為：オプトイン規制違反 処分内容：業務改善指示処分 処分元：経済産業省</p>
2009/8/25	(株)日彫	<p>商 品：掛け軸 被 害 者：主に高齢者 手 口：特定の消費者だけに用意された掛け軸であるかのように告げ勧誘。契約書が届いてから、電話で契約を断ると「注文品なので解約できない」「天皇陛下に砂をかける気か」等怒鳴るなどして契約解除を妨害。なお同社販売員の一人は平成19年1月に行政処分を受けた事業者の代表取締役であった。</p> <p>違反行為：氏名等不明示、再勧誘、書面不備、重要事項不告知、判断力の不足に乗じた契約の締結 処分内容：業務停止命令（12ヶ月） 処分元：経済産業省</p>
2009/8/25	(株)エフ・ティー・シー	<p>商 品：ハイパーシスアド教材 被 害 者：記載なし 手 口：「エムエスエー研修センターです」と名乗り職場へ架電し、未修了の講座を終わらせないと、同様の勧誘電話が後を絶たないと告げ、教材の販売を勧誘。契約書類等の社名は、教育施設エムエスエー研修センター、(株)エフ・ティー・シーほか何種類もの社名を利用していた。</p> <p>違反行為：氏名・勧誘目的等不明示、契約書面の虚偽記載等（担当者の氏名の虚偽記載、書面を十分に読むべき事項の未記載、契約解除に関する事項の記載不備） 処分内容：業務停止命令（3ヶ月） 処分元：経済産業省</p>
2009/8/20	(株)シーアンドピー インデックス	<p>商 品：海外商品先物オプション取引 被 害 者：記載なし 手 口：「この取引は60万円以上の利益が出るとしっかり約束ができます」等と消費者に利益が生ずることが確実であると誤認させるような不実のことを告げて消費者を勧誘した。</p> <p>違反行為：契約書面の記載不備、不実告知 処分内容：業務停止命令（6ヶ月） 処分元：経済産業省</p>

2009/8/20	(有)日本庭匠	<p>商 品：庭木の剪定、移植等の庭の改良 被 害 者：記載なし 手 口：「隣の庭を剪定しているが、やらないか」と社名を名乗らず訪問し、庭木の剪定を勧誘。支払いの際に領収書交付後も、契約解除に関する事項の書面は交付せず、また、消費者宅に剪定した庭木の枝葉を散らかしたまま帰って行った。</p> <p>違反行為：氏名等の不明示、書面の不交付 処分内容：業務改善指示処分 処 分 元：秋田県</p>
2009/8/17	(有)日光瓦店 こと 三浦立夫	<p>商 品：屋根瓦改修工事 被 害 者：平均 69 歳 手 口：有限会社でないにもかかわらず、有限会社日光瓦店と名乗り、「10 日ほどで工事は終わる」と告げ契約するも、日付や工事の詳細を記入していない契約書面を交付。消費者が督促するも工事を未施工のまま放置した。</p> <p>違反行為：氏名等不明示、書面の記載不備、債務の不当遅延 処分内容：業務停止命令（3 ヶ月） 処 分 元：香川県</p>
2009/8/7	ワースワイル・ ドット・コム(株)	<p>商 品：(物品) ビジネスキット (DVD 及び説明書等) (役務) 個人用ホームページを作成し業者の運営する様々な機能 (文字情報の閲覧、画像処理、スケジュール等) の利用等</p> <p>被 害 者：記載なし 手 口：新規会員を獲得した場合に支給される「ボーナス」と称する特定利益を収受しうることをもって誘引。「新規会員を見つけて、会社に紹介すればもっと儲かる、紹介できなくても最低 7 万円の収入」などと何もしなくても高収入が得られるかのように勧誘していた。</p> <p>違反行為：氏名・勧誘目的等不明示、連鎖販売業に係る特定利益に関する事項及びそれ以外の利益において判断に影響を及ぼす事となる重要なものに係る不実告知、概要書面の契約解除の虚偽記載、契約書面の虚偽記載等</p> <p>処分内容：業務停止命令（3 ヶ月） 処 分 元：経済産業省</p>
2009/8/5	(有)昇和ハウス	<p>商 品：屋根補修工事、外壁塗装工事等 被 害 者：記載なし 手 口：消費者の住居を突然訪問し、「近くで工事を始めたので挨拶にきました」などと告げて、低料金で簡単な屋根補修工事をした後、別途屋根の補修が必要であることを説明し、屋根補修工事契約を締結していた。</p> <p>違反行為：不備書面交付、不実告知 処分内容：業務改善指示処分 処 分 元：茨城県</p>

2009/7/24	(株)東北住環	<p>商 品：防腐処理工事、白蟻駆除工事、基礎工事等の床下工事 被 害 者：記載なし 手 口：同社の関連企業の職員を出向させることにより、実質的に一体の組織である福島住宅環境協議会及び日本住宅環境事業組合福島県支所と役割を分担し、シロアリ等の害虫による危険性や合理的根拠のないコンクリート診断も行い、最終的には同社が施工した。</p> <p>違反行為：勧誘目的等の不明示、不実の告知 処分内容：業務停止命令（6ヶ月） 処分元：福島県、栃木県</p>
2009/7/21	(株)ヴァスト	<p>商 品：ハウスクリーニング、浄水器、低周波治療器等 被 害 者：平均 69.6 歳 手 口：「クリーンコムといいます」と屋号のみを名乗り、「2000円で換気扇掃除をします」等告げ、勧誘に先立って、低周波治療器等の物品やハウスクリーニングの販売が本来の目的であることを告げず、消費者が断っているにも関わらず強引に勧誘した。</p> <p>違反行為：氏名等不明示、販売目的隠匿、不実告知、迷惑勧誘 処分内容：業務停止命令（6ヶ月） 処分元：東京都</p>
2009/7/10	アネックスジャパンこと 松葉広光 （個人事業者）	<p>商 品：床下調湿工事 被 害 者：平均 72.9 歳 手 口：「以前床下工事を施工した会社が倒産し、引き継いだ」と告げ、消費者が強く断るも強引に家の中へ上り込み、「床下点検したら土台が腐っている」と不実のことを告げ、強引に防湿シート等を敷設。同者および一部従業員は以前行政処分を受けた会社の従業員で以前の会社同様の取引行為を継続し、同者および関係従業員は平成 21 年 3 月 5 日に特商法違反および詐欺行為で逮捕されている。</p> <p>違反行為：氏名等の不明示、契約書面の記載不備、不実の告知、迷惑勧誘、迷惑解除妨害 処分内容：業務停止命令（3ヶ月） 処分元：岐阜県、愛知県</p>
2009/7/1	(株)ルキヤ北海道	<p>商 品：補正下着 被 害 者：平均 23 歳 手 口：「パーティーがあるから来ないか」等、勧誘目的を隠し、公衆の出入りしない場所へ誘引し勧誘。「絶対痩せられる」等の不実を告げ、学生や無職の資金が十分でない者に対して高額かつ過量に販売。</p> <p>違反行為：勧誘目的等不明示、書面記載不備、不実告知、迷惑勧誘、適合性原則違反及び虚偽記載教唆、公衆不出入り場所勧誘、重要事項不告知、過量販売 処分内容：業務停止命令（12ヶ月） 処分元：北海道</p>

2009/6/19	(株)日本建装	<p>商 品：給水管の洗浄、浴室改修、床下補強等リフォーム工事 被 害 者：記載なし 手 口：事業者名、勧誘目的を告げず「水の検査」と告げ、大幅に値引きしているかのように見せかけ、給水管洗浄を訪問販売。</p> <p>違反行為：事業者名及び販売目的不明示、不実告知 処分内容：業務停止命令（6ヶ月） 処分元：兵庫県</p>
2009/6/18	(株)プレジヤス	<p>商 品：磁気活水器 被 害 者：平均年齢71.9歳（32歳～87歳） 手 口：勧誘目的を告げず「入らないでください」と消費者が遮っても強引に家の中へ上り込み、根拠のない効果をつたった磁気活水器を訪問販売。</p> <p>違反行為：販売目的等不明示、不実告知、虚偽事実告知、故意の不告知、虚偽事実告知、迷惑勧誘、長時間・反復勧誘、不安のあおり 処分内容：業務停止命令（6ヶ月） 処分元：埼玉県</p>
2009/5/27	(有)リーテックシステムズ	<p>商 品：出会い系サイト「愛の力」 被 害 者：記載なし 手 口：承諾を得ずに、広告メールを送信。</p> <p>違反行為：オプトイン規制違反広告に表示すべき事項に関する表示義務違反 処分内容：業務改善指示処分</p>
2009/5/20	食生活改善普及所 こと宮田良章（個人 事業者）	<p>商 品：フードプロセッサ 被 害 者：記載なし 手 口：勧誘の際「県の職員だ」などと不実のことを告げ、公民館で勧誘。10人の申込みに対し、一人分の契約書しか交付せず、また契約書にクーリングオフの記載なし</p> <p>違反行為：販売目的等の不明示、書面の不交付・記載不備、不実告知 処分内容：業務改善指示処分</p>
2009/5/15	ゼンケン教育システム(株)	<p>商 品：小・中・高校生向けの学習教材 被 害 者：記載なし 手 口：勧誘目的を告げずに訪問約束を取り付け、教材の不実告知及び長時間の迷惑勧誘や中途解約を妨げた</p> <p>違反行為：勧誘目的等不明示、判断に影響を及ぼす不実告知、迷惑勧誘、契約書面不備記載、契約の解除に関する不実告知 処分内容：業務停止命令（6ヶ月）</p>
2009/5/1	(株)J・Hトレード	<p>商 品：ブレスレット 被 害 者：記載なし 手 口：恋愛や金銭に関する望みが10日以内にすべて叶うと誇大広告</p> <p>違反行為：誇大広告 処分内容：業務停止命令（6ヶ月）</p>

2009/4/16	(株)セブリティィ	商 品：サプリメント 被 害 者：20代前半の若者 手 口：路上でキャッチセールス、執拗に勧誘 違反行為：販売目的隠匿、不実告知、重要事項不告知、勧誘目的を告げずに公衆の出入りしない場所での勧誘、迷惑勧誘 処分内容：業務停止命令（6ヶ月）
2009/4/15	(株)グッド・キャリア	商 品：火災報知器、セキュリティシステム浄水器等 被 害 者：高齢者 手 口：クーリングオフ妨害、男性3人がかりでの迷惑勧誘 違反行為：販売目的隠匿、書面不備、不実告知、重要事項不告知、迷惑勧誘 処分内容：業務停止命令（12ヶ月）
2009/4/10	(株)スタイレック エンタープライズ	商 品：樹木の苗、植樹・5年間の育成権利を含むオーナー権 被 害 者：記載なし 手 口：「地球環境に良いうえ、必ず儲かる」と不実告知 違反行為：勧誘目的等不実告知、特定利益の不実告知、判断に影響を及ぼす重要なものの不実告知、目的を告げずに公衆の出入りする場所以外の場所における勧誘、断定的判断の提供 処分内容：業務停止命令（3ヶ月）

(出典：経済産業省ホームページ)